

令和8年度税制改正と暗号資産の実務対応

令和8年度税制改正により、暗号資産は「総合課税（雑所得）」から「申告分離課税」へ移行するという大きな転換点を迎えました。

一方で税理士業界では、「分離課税＝源泉徴収＝税理士の関与は不要」といった誤解（いわゆる“税理士不要論”）も一部で見受けられます。しかし今回の制度は申告分離課税であり、年間損益計算や確定申告の必要性は引き続き存在します。さらに実務では、海外取引、DeFi、NFT、法人による暗号資産保有などにより、税務対応の難易度はむしろ高まっています。

本セミナーでは、暗号資産専門税理士である『たまらん坂税理士法人』の坂本新氏を講師に迎え、税制改正後の制度全体の理解及び誤解の解消を目的とし、暗号資産の実務対応に必要な基礎知識や要点を解説します。

主な講義内容

- ・ 特定暗号資産の整理
- ・ 分離課税（申告分離）の仕組み
- ・ 総合課税との違い
- ・ 損失繰越（3年）の実務
- ・ 国内取引所と海外取引所の差異
- ・ 特定電子移転財産権の登場による税理士実務への影響

講師

坂本新（さかもとしん）氏

たまらん坂税理士法人
代表社員／税理士



平成4年、東京国税局に入局。（平成22年～23年法務省大臣官房 租税訟務課 出向）

平成29年7月、50歳となったことを契機に暗号資産を得意とする税理士になるため東京国税局を離職。同年から暗号資産ホルダーに対し、暗号資産の税金説明会を開くなど活動をする一方、東京都国立市に「たまらん坂税理士法人」を設立。代表社員に就任。税理士向けの研修講師、個人・法人のクライアントサービス、暗号資産の税務調査等幅広く活動している。一方で、山梨県忍野村にある「忍野八海」に投げ込まれるコイン（硬貨）を潜水回収するボランティア活動を主催し「税理士ダイバー」として活動している。

【主な著書】

『重要キーワードで読み解く 暗号資産・NFTの税務が話せる税理士になる!』（税務経理協会）

『確定申告の前に知っておきたい超基本から学ぶステーブルコインの税務』（第一法規）

受講形式

【来場形式】 エッサム神田ホール1号館 4階401号室

【ZOOM形式】 リアルタイムでご受講いただけます。

【後日動画視聴形式】 後日、ストリーミングでご視聴いただけます。

お申込者全員に、講演内容をストリーミング形式で視聴できる動画URLを後日（開催後2週間前後）メールにてご提供いたします。レジュメは準備ができ次第ご連絡させていただきます。

日程 2026年9月28日（月）14:00～16:00

受講料 エッサムファミリー会会員：**12,000**円（税込）／通常価格：**15,000**円（税込）

申込書

FAX：03-5256-7804

エッサム Web・EF 事業推進部 行

■ご事務所名		■お名前	
■電話番号	() —	■FAX番号	() —
■エッサムファミリー会	ご入会済 / 未入会	<input type="checkbox"/> エッサムファミリー会(有料)への入会を希望します。(希望される方は○をご記入ください。) 本セミナー分からファミリー会価格を適用いたします。詳細は「会計事務所の広場」で検索！	
■受講形式	来場 / ZOOM / 動画	■メールアドレス	受講票はメールにてご連絡いたします。ご記入をお願いします。

◎ エッサムファミリー会費は年額12,000円（4月～3月）の会費制となっております。 <https://kaikei-hiroba.com/>
 ※税理士会認定研修ではございませんが、自己申請研修になる可能性がございます。詳細は所属の税理士会へお問合せ下さい。※お申し込み後、メールにて受講票・お振込み講座番号等をご通知いたします。受講料金は事前にお振込み願います。※お申込み後2営業日以上経過しても受講票が届かない場合は、Web・EF事業推進部（03-3254-8762）までお問い合わせ下さい。※いかなる場合も、入金後のご返金には応じかねます。予めご了承ください。※本セミナーは先生方の顧問先指導にお役立ていただくことを目的としております。セミナーの内容を同業士業向けのセミナーや書面等で許可なく情報提供を行うのはご遠慮ください。※ご記入いただいた個人情報、本お申込み者様の確認および当社からのご案内に利用させていただきます。※個人情報に関する当社の方針は、Webサイト (<https://www.essam.co.jp/>) をご覧ください。